

産業建設委員会記録

開会年月日	平成 27 年 3 月 13 日
開会時刻	午前 9 時 58 分
閉会時刻	午前 11 時 51 分
出席委員名	◎浜口 和久 ○世古 明 上村 和生 北村 勝
	辻 孝記 山根 隆司 杉村 定男 山本 正一
	宿 典泰
	小山 敏議長
欠席委員名	なし
署名者	上村 和生 北村 勝
担当書記	中野 諭
審査議案	議案第 11 号 平成 26 年度伊勢市一般会計補正予算（第 6 号）（産業建設委員会関係分）
	議案第 15 号 平成 26 年度伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 16 号 平成 26 年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第 2 号）
	議案第 17 号 平成 26 年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第 3 号）
	議案第 19 号 平成 26 年度伊勢市水道事業会計補正予算（第 3 号）
	議案第 20 号 平成 26 年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
	議案第 37 号 伊勢市やすらぎ公園プール条例の一部改正について
	議案第 38 号 伊勢市上水道給水条例の一部改正について
	議案第 49 号 市道の路線の認定について
	議案第 51 号 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について（産業建設委員会関係分）
	議案第 52 号 平成 26 年度伊勢市一般会計補正予算（第 7 号）（産業建設委員会関係分）
	議案第 53 号 平成 26 年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
管外行政視察について	

説 明 者	産業観光部長、産業観光部理事、産業観光部参事
	商工労政課長、農林水産課長、観光企画課長
	都市整備部長、都市整備部次長、都市整備部参事
	建築住宅課長、建築住宅課副参事
	上下水道部長、上下水道次長 情報戦略局長、その他関係参与

伊 勢 市 議 会

☆審議の経過

H27. 03. 13 (委員会)

浜口委員長が開会を宣言し、会議録署名者に上村委員、北村委員を指名した。

直ちに議事に入り、去る3月2日および4日の本会議において審査付託を受けた

「議案第11号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算(第6号) 中産業建設委員会関係分」、「議案第15号 平成26年度伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」、「議案第16号 平成26年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算(第2号)」、「議案第17号 平成26年度伊勢市土地取得特別会計補正予算(第3号)」、「議案第19号 平成26年度伊勢市水道事業会計補正予算(第3号)」、「議案第20号 平成26年度伊勢市下水道事業会計補正予算(第3号)」、「議案第37号 伊勢市やすらぎ公園プール条例の一部改正について」、「議案第38号 伊勢市上水道給水条例の一部改正について」、「議案第49号 市道の路線の認定について」、「議案第51号 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてのうち産業建設委員会関係分」、「議案第52号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算(第7号) 中産業建設委員会関係分」、「議案第53号 平成26年度伊勢市下水道事業会計補正予算(第4号)」の12件を審査し、若干の質疑の後、議案第37号については賛成多数をもって、その他11件については全会一致で原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については、正副委員長に一任することで決定した。

次に「管外行政視察について」を審査し、委員長提案のとおり決定し閉会した。

なお、概要は次のとおりです。

開会 午前9時58分

◎浜口和久委員長

ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において、上村委員、北村委員の御両名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る3月2日及び4日の本会議で審査付託を受けました12件、及び管外行政視察についてのあわせて13件であります。

審査案件名につきましては、お手元に配付の審査付託案件一覧表をごらんください。

お諮りいたします。

審査方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【議案第11号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）中、産業建設委員会関係分】

◎浜口和久委員長

それでは、はじめに「議案第11号平成26年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）」中、産業建設委員会関係分を御審査願います。

補正予算書の44ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目24交通対策費を御審査願います。

御発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、目24交通対策費を終わります。

次に80ページをお開きください。

款5労働費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、款5労働費を終わります。

次に82ページをお開きください。

82ページから89ページにかけまして、款6農林水産業費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、款6農林水産業費を終わります。

次に90ページをお開きください。

款7商工費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、款7商工費を終わります。
次に、92ページをお開きください。
款8観光費を款一括で御審査願います。
御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、款8観光費を終わります。
次に94ページをお開きください。
94ページから107ページまででございます。
款9土木費を款一括で御審査願います。
御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

よろしいですか。
御発言もないようですので、款9土木費を終わります。
次に110ページをお開きください。
款10消防費、項1消防費、目4水防費を御審査願います。
御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、目4水防費を終わります。
次に、目5災害対策費、大事業2防災基盤整備事業のうち、中事業2住宅建築物耐震改修等促進事業を御審査願います。
御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、款10消防費を終わります。
以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

ないようでありますので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第11号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）」中、産業建設委員会関係分につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。

【議案第15号 平成26年度伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）】

◎浜口和久委員長

次に241ページをお開きください。

「議案第15号 平成26年度伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」を御審査願います。

本件については、一括で御審査願います。
御発言はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御発言もありませんので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第15号 平成26年度伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」

は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第16号 平成26年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第2号）】

◎浜口和久委員長

次に、255ページをお開きください。

255ページから265ページでございます。

「議案第16号 平成26年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第2号）」を御審査願います。

本件につきましても一括で御審査をお願いいたします。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御発言もありませんので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第16号 平成26年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第2号）」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第17号 平成26年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第3号）】

◎浜口和久委員長

次に269ページをお開きください。

「議案第17号 平成26年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第3号）」を御審査願います。

本件につきましても一括で御審査をお願いいたします。

御発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

◎浜口和久委員長

御発言もありませんので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第17号 平成26年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第3号）」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第19号 平成26年度伊勢市水道事業会計補正予算（第3号）】

◎浜口和久委員長

次に、299ページをお開きください。

「議案第19号 平成26年度伊勢市水道事業会計補正予算（第3号）」を御審査願います。

本件につきましては一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。
「議案第19号 平成26年度伊勢市水道事業会計補正予算（第3号）」は原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。

【議案第20号 平成26年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第3号）】

◎浜口和久委員長

次に313ページをお開きください。
「議案第20号 平成26年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第3号）」を御審査願います。
本件につきましても一括で御審査をお願いいたします。
御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御発言もありませんので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第20号 平成26年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第3号）」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【議案第37号 伊勢市やすらぎ公園プール条例の一部改正について】

◎浜口和久委員長

次に、条例等議案書のほうに移らせていただきます・

条例等議案書の197ページをお開きください。

よろしいですか。

「議案第37号 伊勢市やすらぎ公園プール条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

宿委員。

○宿 典泰委員

やすらぎプールのこの条例ということで産業建設委員会に上程をされておるわけですが、このことについては、条例改正の案としては、このことが教育民生委員会、つまり教育委員会の所管になるということで、そのことについては理解をしております。

その上で、最終のですね、産業建設委員会での審議というのは、もうこれで最後になるのかなというような気もいたしますので、あわせて御質問を申し上げたいと思います。

まず、条例がこういうことで改正があったということですが、その件についてですね、当局のほうからもう一度、再度の御質問を申し上げたいのは、この条例改正に至った経緯を、もう一度簡単にお願ひしたいと思います。

◎浜口和久委員長

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

条例改正案の提出に至る経緯ということでございますけれども、やすらぎ公園プールに

つきましては、平成 24 年 3 月定例会で当初予算に本市におけるプールの位置づけを明確にしなさいという付帯決議を付していただきました。

そのようなことから庁内に検討会を設置いたしまして、その位置づけにつきまして議論を重ねてまいりました。

またプールにつきましては、設置の経緯から、条例に「市民及び勤労者の福祉増進」ということがうたわれておりましたけれども、平成 25 年度の決算を審議いただきました特別委員会におきまして、そういった勤労者の福祉増進という役割は、一定の役割はもう終えたのではないかというようなご意見もいただきました。

そういったことから、伊勢市やすらぎ公園プールは健康の増進、体力の向上など、様々な目的を持った市民の方がご利用いただいている市民プールであると、そういう結論に至りまして、このようなことから、今回条例改正案を提出させていただいたものであります。

◎浜口和久委員長
宿委員。

○宿 典泰委員

今回の条例改正に至る経緯というのは大体私もそういったことということで承知をしました。

その上で再度お聞きをするのですが、当局のほうで今公共施設のマネジメントということで、公共施設の見直しをやっていこうということを進められております。

白書も出て、これから公共施設の見直しをしていくと。これはなぜかというとき皆さんが訴えておられるように今後の財政が大変な状況になると合併特例債等々のこともありながら、32 年を 5 年延長されたとしても、公共施設の維持管理、また新しく建て替えをするということについて見直しが必要になってくるということの中で、公共施設のマネジメントというのが位置づけされて、これについては議会側も相当な賛成者がおられたと思いますよね。これは必要なことだろうと。加えて、全国的な流れとしては人口の減少がある、少子高齢化になるというような位置づけの中で、これから非常にだんだん、その施設自体を利用する人口も減ってくるんだらうというふうなことも含めて、きちっと利用できるころへ財政的な、お金を集中していこう、いわゆる集中と選択ということであろうと思うし、伊勢市は伊勢市なりの身の丈という部分で、市民サービスで後退をしないような状況でしていこうというのが元来言われておったわけでありまして。

その点について、こういう見直し、私は非常にこの条例の今回出されたことがまやかし的に思えて仕方ないわけでありましてけれども、財政当局のほうは、公共施設マネジメントとのかかわりの中でどのような考え方で、この条例の位置づけというのを考えてみえるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

◎浜口和久委員長
情報戦略局長

●森井情報戦略局長

ただいまの宿委員の御質問でございます。

かねてより、公共施設全般に対します今後のありようでありますとか、それを含めた財政の今後の逼迫感といいますか、厳しい状況につきましては、さまざまところで御議論いただいております。

このプールに関しましては当然ながら、御案内のとおり、遡りますと19年につくりました、今、公共施設のマネジメントという話もいただきましたですけども、当時、公共施設を見直していくための基準というようなものをつくらせていただきまして、それに沿って一つの見直し対象施設として、それぞれの検証を加えながらやってきた、そんな状況でございます。

これまでのいろんなさまざまな議論をしてきていただいておりますので、今、その物、振り返ってする部分がございますですけども、その中で、先ほど商工労政課長のほうが申しあげましたように、今回のやすらぎ公園プールの位置づけというものを整理した上で、今回、条例の部分での目的、位置づけを変更させていただいた、そういうふうにご覧しております。

◎浜口和久委員長

宿委員。

○宿 典泰委員

今局長から御答弁いただきましたけれども、やはり私の、その根幹になるところのお答えはいただけないかなと思いますね。

というのは、このことについては議会側の考え方もあって、行政側の続けていきたいということについて、賛成者があって、やられたわけでありましてけれども。元来このことについては、我々もこのことを、やすらぎ公園のプールがなくなって、果たして市民の方への影響はどれほどあるんだろうかということも考えながら私たちもしてきたつもりなんですよね。

そのことについて、非常にその当時の市長も変わり、行政側の考え方が180度変わったということ、やはり私たちも感じざるを得んわけです。

というのは、局長からもお話も出たように、公共施設の統廃合に係る基準ということで、施設の見直しのガイドラインをわざわざ行政側がつくられて、それに合致してくるのか、もうそういう見直しざるを得ないなということの中で、やすらぎ公園プールのことが1丁目1番地になったということでもあります。

1丁目1番地になったのが、市長が新しくなられて、考え方は変わるにしろ、行政側としては、これは見直さずにですね、ということになったときには、その他の施設というのは、公共施設のマネジメントにかけたときに、そのスクリーンを歩いていけるのかなど。私はほとんどのものが、もうそういうことで、あれは、公共施設のマネジメント白書というのは、絵に描いた餅で、もうお宅らの後ろの棚に入れとくだけの冊子にしかすぎない。

他の点についてはですね、行財政改革等々言いながら、我々も市民の方に対して、そ

これは今財政が大変だから、そんなことはできませんよと言っておりますけれども、そんなことが必要なくなるのではないかなとこんなことを思うわけです。

地域の要望は要望でたくさんあります。我々もひしひしと、地域へ帰るとですね、ほんとうに利用率はどうなんだろうというようなところも、実は、公共施設のマネジメントにかければ、非常にこれは廃止するべきものであるかもわからんというところを、地域に帰るとですね、やはり要望が出てくるということになるわけでありまして。

そういったことが、この条例の改正だけで、非常に簡単に終わってしまうということについて非常に危惧しておるわけでありまして。

所管が変わる手続きの上での話としては、条例改正は非常に必要なんでしょう、それはね。ところがそのことで、やっぱり教育委員会へ行ってしまって、何か市民プールというようなことの位置づけをしたみたいなきになったときには、今後ですよ、今後、あのままの位置づけが変わるわけです。あれは特別にどっかへもって行ってですね、安定した土地、地層のところへ行くということであればいいと思うんですけども、そうでない限り、市民プールが、改修が必要になったということになると、あそこへまた、多額の費用をかけながらやっていく。そのことはもう皆さんからの、この議論の中で聞いておると、やらざるをえんような状況になってくると。そのことを私は非常に危惧するわけです。

ですから、私はこの一部改正よりも、実は条例で廃止してもらえないんだろうかというようなことも、個人的にはお願いをしたいことです。ところが、皆さんの状況の中で、こういう改正案ということをしてきたものですから、もう一度、財政当局に、御質問申し上げますけれども、そういう時点がくると思うんですよ。

これ大きく、何か勤労者、福祉のために合ったプールだけでもそれを市民プールにしたということを言われるのであれば、しかしながら以前から勤労者のため、福祉のためというのは、国の事業にのっかっただけの話であって、市民の方ほとんど使ってみえたと思うんです。そういう意味のことからするとね。利用者が少ないだけで。そのことを何か新しく市民プールとしての位置づけをしてやっていくという、言われるということは、もうこれから公共施設のマネジメントというのか、見直しについては、非常にこれは大変な状況になるのかなということも感じるわけなんですけれども、再度御質問申し上げますけれども、財政当局はこういうことでやられたときに、教育委員会へ当然いきます。

特別委員会の中でも、鈴木議員が、収支のことはずっと追っていきたいということをおっしゃっておりますけれども、やはりそのあたりのことというのは、公共施設のマネジメントをやる上では1番大事な部分であったかと思うんです。

ここがどれぐらいの収入があるか、どれぐらいの利用率があるか、それが果たして全体の財政にどれぐらい影響があったのか。

それを喜んでみえる市民の方は何人なのかというようなことがやっぱり評価としてきちっとできて、その上で条例改正ということになるのではないかなということを感じるわけなんですけれども、財政当局としては、また、市民プールという位置づけをしたときに、新たに屋根をつけようやら、新しくやり直せということになれば大変多額の費用がかかるわけなんですけれども、そのことについてはどのような状況になると予想されておられますか。

◎浜口和久委員長
情報戦略局長。

●森井情報戦略局長

たびたび財政に関する御心配いただきましてありがとうございます。

今回やすらぎ公園プールを勤労者の体育施設から市民プールという形での教育への移管も含めた条例改正をするという部分につきましては、御案内のとおり、これまでの経過の中で、今の現状のやすらぎ公園プールについての位置づけを整理させていただいたものというふうに理解をいたしております。

今後その施設につきましては、市民プールやから、市民プールとなったから、屋根がいか、新しく違うところにつくり直すとか、それはまた別の議論として、本当の意味で、プールそのものが別のところで要る要らんということは、議会の皆様方との新たな議論になってこようかと思っております。

今現状の部分につきましては、現有の、あそこにあります、やすらぎ公園プールにつきましての、これまでの議論の経過の中で所管を精査していただいた、そのように理解をいたしております。

◎浜口和久委員長
宿委員。

○宿 典泰委員

条例改正に至るその所管が変わり、またその位置づけの中です、議会からの要望ということになってされたことということは理解をしております。

することで、そういう負担が、また将来にわたってするのではないかと、非常に危惧をしております、そのことを私は非常に反対をするというのか、まやかしの条例になってしまったなということを感じるものでありますから、このことも、たぶん市長も聞いてみえると思うので、今後のあり方についてですね、条例が改正されたとしても、やすらぎ公園のプールのあり方については、再度の検討をしていただきたいと思います、を申し上げておきたいと思っております。

◎浜口和久委員長

よろしいですか。他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

他に御発言もありませんので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

宿委員。

○宿 典泰委員

私のほうから討論に参加をさせていただきたいと思います。

先ほど御質問も申し上げたように、この条例案ということに反対する非常に難しい部分でありますけれども、私は非常にこの条例案というのは、廃止であってほしいなというぐらいの気持ちで今まで臨んできておりまして、先ほど質問の中で、また答弁をいただいた中で、非常に感じるのは、これから財政が大変厳しい状況になるというのに、市民プールというような位置づけをしたというまやかしの話を含めて、私は賛成できないということを表明したいと思います。

それとやはり教育民生委員会に、このことが移管をされようが、やはり収支ということをきちっととらまえながらやってほしい。

学校の小学校のプールの収支をやる話ではない。他利用もしながら、プールが本当に必要であれば、そういうプールをですね、多機能で利用できるような状況に、逆にやり方をもっていけばいいということであって、わざわざ市民プールの位置づけをするという必要も全然ないのではないかなということを申し上げて反対の討論といたします。

◎浜口和久委員長

山本委員。

○山本正一委員

宿委員と一緒に考えであります。

したがいまして、このやすらぎ公園プールに関しては、あの時点で役目は終わったということで私も反対をさせていただきました。

しかしながら、これ条例改正ということで、教民のほうに移っていくということで、私もこれはもう廃止というような形で、私個人はお願いをしたいなど、このように思いますので、反対ということで、この件に関しては反対ということを確認に申し上げたいところのように思います。以上です。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第37号 伊勢市やすらぎ公園プール条例の一部改正について」は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立ください。

(委員起立)

◎浜口和久委員長

ありがとうございました。

起立多数と認めます。

よって、議案第37号は原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第38号 伊勢市上水道給水条例の一部改正について】

◎浜口和久委員長

次に、203ページをお開きください。

「議案第38号 伊勢市上水道給水条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

御発言もありませんので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第38号 伊勢市上水道給水条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第49号 市道の路線の認定について】

◎浜口和久委員長

次に252ページをお開きください。

「案第49号 市道の路線の認定について」を御審査願います。
御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

発言もありませんので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「案第49号 市道の路線の認定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。

【議案第51号 伊勢市上水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてのうち、産業建設委員会関係分】

◎浜口和久委員長

次に追加で配付されました条例等議案書をごらんください。

「議案第51号 伊勢市上水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」のうち、産業建設委員会関係分を御審査願います。

当委員会の所管は、本議案2ページの第1条の部分になります。
この部分で御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

ないようですので、討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第51号 伊勢市上水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び伊勢市病院企業職員の給与の種類、及び基準に関する条例の一部改正について」のうち、産業建設委員会関係分について、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。

【議案第52号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）中、産業建設委員会関係分】

◎浜口和久委員長

次に、「議案第52号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）」中、産業建設委員会関係分を御審査願います。

議案第52号の補正予算書12ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目26地域住民生活等緊急支援費を御審査願います。

当委員会の所管は、この中で、大事業1地域消費喚起生活支援事業のうち、中事業1プレミアム付き地域商品券発行支援事業及び中事業3伊勢お得旅事業、大事業2地方創生総合戦略推進事業のうち、中事業4農林水産物ブランド化推進事業、中事業6観光情報発信事業から中事業11全国菓子大博覧会・三重開催支援事業までであります。

このところにつきましては、審査について、中事業ごとに行いたいというふうな形でさせていただきます。

それでは、大事業1地域消費喚起生活支援事業、中事業1プレミアム付き地域商品券発行支援事業について、御発言はありませんか。

辻委員。

○辻 孝記委員

補正予算のプレミアム付き地域商品券発行事業ですけれども、本会議でも若干は触れまされたけれども、特別委員会でも言わせてもらいました。

今回、プレミアム商品券をやっていく事業として、どこを母体としてやっていかれるのか、まずお聞きしたいと思います。

◎浜口和久委員長
商工労政課長。

●筒井商工労政課長

事業の実施主体ということでございますけれども、伊勢商工会議所さんに主体を担っていただこうと。もちろん、その小俣町商工会さんの協力も得ていただきながらでございますけれども、そういったことで考えております。

◎浜口和久委員長
辻委員

○辻 孝記委員

それですね、今回プレミアムに関しましては、緊急な補正予算が組まれたということもございまして、当初考えておったこととは若干変わってきておるのかなというふうに思っております。

説明の中では、当初の10%ところを今回20%に上げるということで聞かせてもらっているわけですが、この20%の中身についてはですね、国が補助を出すという部分でございまして。

20%までは国が出せるということで、その全額、満額を利用したいというのが、伊勢市にとっての考え方なんだろうというふうに思うんですが、当然当初予算等もあったわけでありまして、その辺のところは、もう少し上げておこうとかいう考えはなかったのかだけ、もういっぺん確認したいと思います。

◎浜口和久委員長
商工労政課長。

●筒井商工労政課長

今回お示しさせていただいておるのが20%ということでございますけれども、それ以上ということでございますか。その考えはございませんでした。国から例として示されておりましたのが、10%から20%ということでございましたので、県下の他市の状況も見ながら20%ということで考えさせていただきました。

◎浜口和久委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

まだ、これからいろいろと協議等もですね、深めていかないかるところがあるかというふうに思っております。

あと、市民が当然買われる話になりますので、市民が買いやすい形ですね、例えば当初のほうでは1,000円券をつくって、10%ですので、1万1,000円分を1万円で売るという話だったんですが、今回の場合も予定としては1,000円券みたいな話を聞いておりますけれども、よそでは500円券とか使いやすい形をつくられているところがあるというふうに思っておりますが、そのお考えとはいうのはどうなんでしょうか。

◎浜口和久委員長

商工労政課長。

●筒井商工労政課長。

消費者の方に使っていただきやすいことと、実際に使っていただいた後に、実施主体等でそれを整理する事務、これの負担、そちらも考え合わせなければならないと考えておりますので、いくら券にするかにつきましては、これからまた詳しく詰めていきたいと考えております。

◎浜口和久委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

しっかりと考えていただきたいと思います。よそでは、500円券と1,000円券を混ぜたやつをつくるか、そういうことも考えておられるところもあるということだけ、その辺のところの使い勝手のいい、そして市民が買いやすい金額1万円というのがいいのか、例えば5,000円で6,000円分がいいのか、ちょっと私わかりませんが、そういったことも含めてですが、消費喚起を促す、今回の取り組みですので、その辺のところをですね、これから、しっかりと運営主体のところと、あるいは市民も交えた部分での考え方というのをとらえてもらいたいというふうに思っております。

これからのところですので、これ以上あんまり言うといけないなと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

それからあとですね、予算のときにも聞かせてもらいました。当初予算で上げたぐらいの気持ちがあるのであれば、今後も引き続きやるべきところがあるのではないかなど。要するにこれは、今回の国の施策というのは、いったん消費喚起を促す、地域で促すためのものであって、その後、それぞれの自治体がどのように消費喚起を促していくのかというのが、これからのことなので、これからはしっかりと考えていただく余裕を持ってもらいたいというふうに思っておりますので、その辺はどういうお考えかだけもう一辺確認させてもらいたいと思います。

◎浜口和久委員長。
商工労政課長。

●筒井商工労政課長

この事業が終わった後で、その効果等についてアンケート等の実施によりまして検証することといたしておりますので、その検証を踏まえて、今後のことは考えたいと存じております。

◎浜口和久委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

もう1点ですね、金額的なことは、1万円で1万2,000円というふうな形の部分が基本になっておりますけども、例えば、生活困窮者とか大変な家族の方に対しては、少し安く売るとか、そういった考え方も含めて、これからしっかりと同じことを希望して質問を終わっておきます。

◎浜口和久委員長
宿委員。

○宿 典泰委員

平成27年度の予算特別委員会でもさまざま議論もあって、今回もこういったことで御質問もあるわけなんですけれど、多分こういうことで、国からの発信の中で、プレミアム商品券について、どういう流れになるのかということで、非常に問い合わせもあろうかと思っておりますので、当局の方には、我々についてもそうでありますけれど、何か工程というのか、フローというのか、流れが見てわかるような、理解できるようなものがあれば、そういったことをお示しいただいて、我々も逆に市民の方からも聞かれるわけありますから、その点についてですね、料金等々の、今の1枚をいくりにするかということはまだ議論の先であろうと思っておりますけれども、いったんはどういう流れで販売をして、どういう流れで商店が回収をしていくのかと、金券に変わるのかということをお示しするデータをいただくとありがたいなと思うんですけれども、そのあたりどうでしょう。

◎浜口和久委員長
商工労政課長。

●筒井商工労政課長。

それは委員会に提出させていただくということ…。

◎浜口和久委員長

暫時休憩します。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時38分 再開)

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

フロー図ということでございますけれども、何分不確定な要素が多くございますので、そちらが固まりましたら、お示しさせていただきたいと存じます。今しばらくお時間をいただきたいと存じます。(「時期だけ聞いてもらえませんか。」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

いつ頃という時期を今、宿委員のほうから求められておりますので、販売するまでにはきっちり決まるわけでございますので、いつ頃になったら。(「だから、だから、委員長」と呼ぶものあり)。

宿委員。

○宿 典泰委員

だから、もう細かく決まったものでフローということになると、たぶん市民への案内ということで、たぶんされると思うのですよね。我々議会側で、この審査に臨むについて概略というのか、今国から示されておる概略は、こういう流れでやられておりますよ。当然それは、我々も確定したということで、紳士の人ばかりですからね、確定したばかり、確定していますということと言う話ではなくて、大体どういう流れで、どういう形で金券に変わってしまうのかと、交換ができるのかということまで追えれば良いと思うので、その辺りは、あんまり、そういう慎重にさせていただくこともないのかなと。加えて、その部分の中で、各券の単価とかね、1枚いくりにするかというのは今されておるとか、受け取りのところがまたふえるとか、販売先がこうなるとかというのは不確定でいいじゃないですか。でもこういう流れで、市民の方が買える状況になる、我々も購入ができるような状況になるというところのお示しをしていただきたいと思いますということで、フロー図の話もさせていただきます。

だから正副委員長にお見せをしたぐらいのことは、やっぱりこういうプレミア付のということで審査にあたるわけですから、委員の皆さんにお配りしてもいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうかということです。

◎浜口和久委員長

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

委員会で御決定いただければ、提出させていただきます。お願いします。

◎浜口和久委員長

それでは委員の皆さんにお諮りさせていただきます。

今現在、完全というふうな部分ではございません。不確定な要素が含まれておりますが、委員の皆さんに、そのフロー図といいますかね、イメージ図というふうな形の中で、配付をしていただくということで決定いたしましてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

はい、それではそのようをお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時44分 再開)

◎浜口和久委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまプレミアム付き地域商品券のイメージ図、フロー図ということでお配りをさせていただきました。

これをもとに、また、御審査のほうを続けていただきたいと思います。

御発言はありませんか。

辻委員。

○辻 孝記委員

フロー図が出てきましたので、先ほども委員長からも話がありましたように、不確定ということで理解はさせてもらっておきますので、その辺だけちょっと確認だけしときます。

◎浜口和久委員長

はい、よろしいですね。

他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようでありますので、中事業1プレミアム付き地域商品券発行支援事業の審査を終わります。

次に、中事業3伊勢お得旅事業について御発言はありませんか。

この部分につきましても、先ほど、イメージ図というふうな部分が配布されましたので、ごらんください。

御発言はありませんか。

辻委員

○辻 孝記委員

伊勢お得旅の関係も、今回のプレミアと一緒にような関係で扱われておると思っております。

それで、これを扱う主体というのはどこをお考えになっておられるのかだけ、まずはお聞きしたいと思います。

◎浜口和久委員長

観光企画課長。

●北村観光企画課長

そのフロー図を見ていただいても商品券実施主体というところが未定となっております。

イメージ的にはですね、今想定をしておるのは、2,000円券の商品券を1,200円で購入してもらうということと、あとの流れについてはですね、プレミアム付商品券とよく似ておりますので、その商品券の実施主体につきましては、業務委託で三重県さんが旅行券を実施している部分もございまして、そういう関連の部分のところとか、ほかの自治体でいきますと観光協会さんとか、そういう部分がございまして、いろんな、これまだ本当に、先ほどから話が出ておりますけども、想定がいろいろと考えられますので、それに合った1番いい業者というふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

◎浜口和久委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

地元のところを優先に当然やっていただきたいというふうに思っております。ただ、当然地元も含めてですが、販売しやすいのと、それから要するに、これは伊勢に来ていただくためのツールでございまして、そういったことを考えると、伊勢に来てもらうためには、旅行会社とか、いろんなところがあると思います。そういったところからの情報発信として、こういったプレミア的なものがあるんだということもですね、パツ的なことも含めて情報発信として使っていくのも一つかなというふうに思うんですが、その辺のお考えはどうですか。

◎浜口和久委員長

観光企画課長。

●北村観光企画課長

確かに委員仰せのとおりですね、この商品券につきましては、市外の方、観光客の方に使っていただきたいというふうに考えておりますので、外へ情報発信していかないかんという部分がございますので、それも一つのコンテンツかなというふうに考えております。

◎浜口和久委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

もう1点だけ確認させてください。取り扱える商店等は、どういうところ、これは先ほどのプレミアム商品券と同じような扱いと考えていいのでしょうか。

◎浜口和久委員長

観光企画課長。

●北村観光企画課長

想定としましてはですね、観光客の方が土産等を購入していただくというふうに考えておりますので、例えば日用品を買うとか、そういった部類については、この商品券では該当しないのかなというふうに想定をしております。

◎浜口和久委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

ということは、先ほどのプレミアム商品券と、その扱える店というのが若干違ってくるといふふうに理解をさせていただいてよろしいですか。

◎浜口和久委員長

観光企画課長。

●北村観光企画課長

委員仰せのとおりでございます。

◎浜口和久委員長

辻委員

○辻 孝記委員

そうしたら、しっかりとその辺のわけ方というか、その辺がわかるようにやっていた

だきたいなというふうに思いますので、しっかりと観光客を引っ張り込んでください。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようでありますので、中事業3伊勢お得旅事業の審査を終わります。

次に、大事業2地方創生総合戦略推進事業、中事業4農林水産物ブランド化推進事業について御発言はありませんか。

宿委員。

○宿 典泰委員

少しお伺いしたいのですけれども、事業の概要書をちょっと読ませていただいております。以前から農林水産物のブランド化というのは、議論の中心にはなっておると思うんですけれども、ここでいう高付加価値をつける、知名度を向上するという取り組みは、そのとおりなんだろうと思います。農業の効率化を図る新技術導入というのはどういうことをイメージされておるのでしょうか。伊勢市の中でお答えをください。

◎浜口和久委員長

農林水産課長。

●藤本農林水産課長

新技術につきましては、既存の作物、それを育てる中でですね、新しい技術を取り入れながら作業の効率化、また作物の生産拡大を行っていく、そういうふうな事業のほうに支援をさせていただきたいと考えております。

◎浜口和久委員長

宿委員。

○宿 典泰委員

その新技術というのはどういうものをイメージしておるんかお聞きしたいんですけれど。

◎浜口和久委員長

農林水産課長。

●藤本農林水産課長

人手が少なくなるようなコンピューター化であったりとか、それから自動的に生産管

理が行えるような施設、そういうふうなことを考えております。

◎浜口和久委員長
宿委員

○宿 典泰委員

そうしますと、それはもう既に目標となる何らかの事業者がいて、そこへの支援として出すということをイメージしておるわけですか。

◎浜口和久委員長
農林水産課長。

●藤本農林水産課長

考えている部分もございますし、皆さんのほうで御意見、それから御要望等を聞きながら、させていただきたいとそうように考えております。

◎浜口和久委員長
宿委員。

○宿 典泰委員

そうしますとね、ブランド化として、事業の中で1,500万があがっておるわけでありませけれども、ブランド化やら付加価値やら知名度を上げるために、どれくらいの費用を使い、新技術の導入というのが、既存のところがあるような雰囲気でお聞きしたわけなんですけれども、そことプラス何かが出てきたときに対応できるということになると、そのあたりの1,500万の内訳というのはどういうことになるんですか。

◎浜口和久委員長
農林水産課長。

●藤本農林水産課長

今回あげさせていただいております1,500万円につきましてははですね、中身が3つございます。

生産拡大、それから知名度向上を目指す取り組みへの支援につきまして200万円。それから委員仰せの新技術導入にかかる取り組み、活動に対しましては約500万円。それから3つ目でございますけども、3つ目につきましては、学校給食に市内産の農林水産物を提供させていただきまして、知名度を上げさせていただくということで、こちらのほうが残り約800万ぐらいということでございます。大まかですいません。概数でお答えさせていただきました。

◎浜口和久委員長

宿委員。

○宿 典泰委員

農林水産のブランド化の推進事業ということで1,500万あげられたので、それに掛かるんかなと思ったら学校給食ですか、ほとんどが。それはいかがかなと僕は思うんですけども、その今の予算配分の中で、農林水産の生産量の拡大であったり、知名度アップであったり、新技術の導入というところに、このうちの700万を使うということで、皆さんが目標にしておる農業の関係でも、基本的な事業計画があったと思うんですけども、その位置づけとしては、そのように進んでおるという解釈なんですか。

◎浜口和久委員長

農林水産課長。

●藤本農林水産課長

ブランド化もあるんですけども、地産地消の推進につきましても私どものほう進めておるわけでございますので、そちらにもあわせた形で対応させていただきたいと思っております。

◎浜口和久委員長

宿委員

○宿 典泰委員

これは要望になりますけれども、今のような内訳で、予算の大半が学校給食関係ということであれば、そういう概要書についてのそういう説明をきちっとあげていくと。

そういうことで議論をさせていただかんと、何かブランド化の推進事業で1,500万いくんやなど、それは知名度が上がり、生産量が上がりということが非常に重点やと僕は思っておったので、その新技術導入というのは、もう非常に今、日進月歩で技術改革が行われておると思うんですよね。そのどこの部分のどういう割合で、全体の総事業費のね、どういう割合では500万が必要なんやということをやはりやらないと、声を上げたものだけが何かそれに乗っかかるということであれば、やっぱり農業全体の底上げにはならないと思うんですよね。そのあたりはきちっとした予算の組み方や考え方というのをきちっと整理をしておかないと問題だと思うんですけども、そういう考え方はどうでしょうかね。

◎浜口和久委員長

農林水産課長。

●藤本農林水産課長

委員仰せのとおり農林水産業、そして一次産業の底上げ、大変これは重要だと思っております。

今回のこういった国の補正予算等々を十分活用させていただきながら、伊勢市の農業

の行く末、上げていくということで取り組ませていただきたいと、そのように考えております。

◎浜口和久委員長
宿委員。

○宿 典泰委員

何度も言いますが、その技術革新についてはですね、やはり総事業費のどういう状況の、どこへ、どんなパーセントで、どれぐらいの比率で支援をしていくんやと、その効果がこういうことになるということを、やはり明確にできるように、また、後を追っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎浜口和久委員長
他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、中事業4農林水産物ブランド化推進事業の審査を終わります。

次に、中事業6観光情報発信事業について御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので中事業6観光情報発信事業の審査を終わります。

次に、中事業7観光客実態調査事業について御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、中事業7観光客実態調査事業の審査を終わります。

次に、中事業8おもてなし推進事業について御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、中事業8おもてなし推進事業の審査を終わります。

次に、中事業9移住促進対策空き家改修支援事業について御発言はありませんか。
辻委員。

○辻 孝記委員

ちょっとこの説明書を読んでおるとよくわからないところがございますので。

これは、県外から来る方に対してということを書いてあるんですが。市内に存在する空き家住宅等を住宅として使用するための必要となる改修費用というのは、どういうところまでのことを想定されておるのか、ちょっと見えにくいのですが、教えていただけますか。

◎浜口和久委員長

建築住宅課副参事。

●富山建築住宅課副参事

この移住促進対策空き家改修支援事業につきましては、県外から伊勢市に現在空き家となっている住宅を購入等して移住される方に対して、その家を改築、例えばおふろを直すとかですね、間取り、フローリング化するとか、いろいろとそこら辺の改修の費用に対しまして上限300万、県がそのうちの3分の1、市も3分の1という形で補助をさせていただくものでございます。

◎浜口和久委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

上限300万ということは、これは自己負担が300、何これ、3分の1、3分の1だから、いくらまでになるのかな。450万以上あればということですかね。

◎浜口和久委員長

建築住宅課副参事。

●富山建築住宅課副参事

改善するための費用が上限300万ということで、300万に対して県が100万円、市が100万円ですので、300万円以上であれば、県と市と合わせて200万円を補助させていただくものでございます。

◎浜口和久委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

わかりました。それとですね、もっと根本的な話で、目的としてですね、当然伊勢に対しての移住者をふやすということを目的としておるわけですが、今回U I J ターンの関

係も含めてですが、そういった考え方で今回のこういう施策が打ち出されたのでしょうか。

◎浜口和久委員長
建築住宅課長。

●久田建築住宅課長

この事業につきましては、ここの概要のほうにも書かせてもらっておりますように、移住促進の対策としての事業と考えさせていただいております。

◎浜口和久委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

両方とも使えるような気もするんですが、あとですね、大事なところは空き家自体をですね、空き家バンク等をつくっていかないとなかなかできないというふうに私は思っておるのですが、その辺はどうなのでしょう。

◎浜口和久委員長
建築住宅課長。

●久田建築住宅課長

委員仰せの空き家バンクのほうですが、現在ですね、空き家の関係の法律等が整備されてきて、来年度からそういった空き家に対する考え方も整備させていただく予定はしておりますけれども、今回のこの空き家の移住促進の関係の改修とですね、また、今まで行っています空き家とは、また別のものというふうに考えさせていただいております。

◎浜口和久委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

そうするとですね、県外の方が中古住宅を買って改修をしようとしたときの補助としてみるわけですか。

◎浜口和久委員長
建築住宅課副参事。

●富山建築住宅課副参事

基本的には購入が前提ですけれども、例えば賃貸物件の場合、売買契約等で移住者が、現在空き家となっている賃貸住宅を借りる場合に対しては、その所有者に対して、その補助をさせていただくという形になっております。

◎浜口和久委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

そうなるとやっぱり先ほど言った空き家対策の関係と絡んでくるのではないかなと私は思っておるんですけども。何か、全然違うんやと言われてしまうと、どう違うのかがよくわからなくなってくるのですが、その辺をちょっと整理してもらわないといかんのかなというふうに私は思っておりますので、それだけちょっと希望をさせてもらっておいて、もう私は終わっておきます。

◎浜口和久委員長

審査の途中ですが、10分間休憩します。

(午前11時02分 休憩)

(午前11時10分 再開)

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に御発言はありませんか。

宿委員。

○宿 典泰委員

大変申しわけないです。もう一度整理をさせてください。

先ほどの質疑の中で、県外からの伊勢に来る希望者はわかってないと。それで住宅の貸してもいいよ、売ってもいいよという人もわかってないという状況の中で、今事業が進んでいくんだらうと思うんですけど、もう少しやはり、こう、個人個人との取り引きの問題とか、そういうことになってくるので、どこまでどういう形で行政が関与をしていくのか。

市民としたらこういう事業があるので、やはりその情報をいただく、発信の元とする伊勢市へ行くと思うんですね。その辺りの整理をどのようにやるのかをちょっとお聞かせをください。

◎浜口和久委員長

建築住宅課副参事。

●富山建築住宅課副参事

現実的にですと、県外に在住されている方が伊勢市に空き家を購入等して移住するということですので、そこら辺の情報を知らしめるということが大事だと考えております。

つきましては、ホームページはもちろん不動産の仲介業者等への事業の紹介等もしていきながら、県外からの移住者に対してこの情報を周知させていただきまして、この申請を行っていただきたいように考えております。

◎浜口和久委員長
宿委員。

○宿 典泰委員

そうしますとこれからの事業として受けとめました。そうすると整理しなくちゃならないのは、その住宅の個人個人の取り引きというのは、それはその話なんですけれど、空き家という問題についても、本会議でも議論がありました。それとは別で貸してもいいよという状況のいわゆる空き家というんですか、余分に持たれておられる人もおるので、そこら辺の情報を提供してもらおうということも必要になってくるし、なんせそういうバンク的なものをきちっとした形でつくってかならんとは思うんですよね。

それは、あくまで今の状況でいくと、ホームページにはこういう事業があるという立ち上げをするだけで、特段、それを取りまとめをすとか、宅建業者との間で情報共有していくとか、そういうことは考えていないということですかね。

◎浜口和久委員長
都市整備部次長。

●中村都市整備部次長

これにつきましては、国からの支援事業ということで今回経済対策ということで、あがってきました。三重県が当然ながら補助をしてくれるということで、我々としては、伊勢市だけが単独でこの事業に乗っているのではなく、県から、あるいは全国的にこの事業があるよということが発信されるだろうと思っています。もう既に発信されているのかもわかりませんが、その中で、伊勢市は国の施策に乗ります、県の施策に乗りますということで、一応、窓口として、こういう施策には、移住政策について、この施策にまずは乗ったと。

今後これが具体的になっていくのは、確かに、御指摘いただいていますように、空き家バンクと、我々現在空き家は把握しておりますが、そういう貸してくれる空き家なのかどうかというところまでは、危ない空き家については調査をしようとはしておりますが、まだまだ、こういう使えるような空き家までは把握はしておりませんので、今後そういう、県とも情報交換をしながら、進めていきたいとこのように考えておりますので御理解よろしく願いいたします。

○宿 典泰委員

わかりました。新しい事業ということもわかった。それから、国県が支援をしてもらって、休憩中にもちよっとお聞きをしたら、市の負担はもうゼロに近いということですが、しかしながら、事務費等々というのが、窓口になる以上はそれに充てられる職員

であったり、時間的なものができるといぐらいのことだろうと。

それで、伊勢市の市民の中には、貸してもええけども、安易に貸したときに、賃貸の関係というのは非常にですね、微妙なことがあって、非常に貸し借りの問題というのは、非常に民法的なことも含めて難しいんです。

そのことというのは、市が、例えばこういう事業があって、市民の中で、県外から移住もしくはこちらへきちっと賃貸ではなくて、買ってくれる人もおるよという情報を発信しようと思うと、ホームページであろうが、発信しようと思うと、もう少し具体的な形というのが必要になってくるわけです。それは僕非常に感じるので、それが1点。

もう1点は、市行政側がそういうことを発信するということは、先ほどのプレミアじゃないけれど、これは、まあ暗に保証つきやと、公共もちゃんと認めていますよということをつけるような話になるので、非常に私は、個人個人の中へ行政もきちっとはまっていくなので、大変慎重な話やろなと僕は思っているわけですよ。

そのあたりのことをきちっと整理をしないと、しないとね、なかなか事業として成り立たないんじゃないかなと思うものですから、そのあたりはいかがですか。

●久田建築住宅課長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

この事業は、先ほども次長のほうがお答えさせてもらいましたけれども、県と市と共同で行わせてもらう事業となっています。

それで、これから、その貸し付けの、貸し付けというかね、この要綱の関係ですね、要綱の関係も県と協議をしながら、させていただく予定であります。

その中で、空き家の条件とかですね、そういった、賃貸の場合はどういうふうにするのか、それから、その補助を受けた方が、何年間伊勢市に住んでもらえるかという、そういう確約、そういったことについても、今後協議してまいりたいと考えています。

○宿 典泰委員

ぜひですね、要綱のときにいろいろな決めをつくると思うのですけれども、あんまり難しくしてしまうと、これはもうなかなか適用にならないということになるし、あんまり中途半端なことであれば、先ほど言うように、伊勢市のほうで保証したような、国で保障したような、県で保証でしたような形の中でね、問題になる可能性も出てくるので、そのあたりは、非常に要綱についての慎重さが必要かなと思いますので、それは、また出来次第ですね、産建のほうに御披露いただきたいなとこんなことを思います。

◎浜口和久委員長

山本委員。

○山本正一委員

私なりに整理をさせていただきたいんですが、この移住促進対策空き家改修支援事業と、これ話を聞いておりますと、国県の事業から、こちらへ降りてきておると、こんなように理解をいたしました。

したがいまして、その情報を持っておられる、市民の方が、市はこういう事業はないんかというようにお尋ねをされたときに、僕はわからんのですが、いや、ありませんということも言えないし、一遍、軽い、ある程度、これも予算措置をしとこんど、こういうことで、あるかないかわからんけれども、一遍予算措置をしてこんど、こういうように理解をさせていただいていいんか。

それとも、今宿委員が言われたように、きめ細かく、空き家が何軒あってどうなんやと、そこまで調べとんのか、恐らく調べてへんと思うんさな。

国県の支援事業やもんで市も乗っとかんならんというようなことで、あるかないかわからんけれども予算をつけておくと。これ1年たつてわかると思うんですよ。もう半年ぐらいで本当に改修の申し出があるんかないかもわからんと、というようなことで理解してもいいんかいな、どうやろ、そこら辺ちょっと答弁お願いしたいと思います。

◎浜口和久委員長

都市整備部長。

●高谷都市整備部長

山本委員おっしゃるとおり、今のところあるかないかわからないといった状態でございます。

これは、私どももこれは急に県のほうから、こういう事業があるという問い合わせがありまして、いちおう県が3分の1、市が3分の1ですけども、これ、市の分につきましても、国のほうで補助してくるということでしたので、そういう制度でしたので、乗ったわけでございます。

今のところ把握はしておりませんが、確かに、空き家対策につきましては、杉村議員から本会議のご質問がありましたように、今後、法が制定されまして、ガイドラインが制定されまして、市のほうも空き家対策計画を策定していきますので、それはその中で、いろいろな対策を検討してまいりたいと思っています。

ただ、今回のこの事業につきましては、そういった事情で、県のほうから、そういう事業化について話がありましたので乗ったわけございまして、ただ、宿委員言われるように非常に慎重にやらないかんということはわかっておりますので、その要綱については、慎重にさせていただきたいと思います。

◎浜口和久委員長

山本委員。

○山本委員

今、部長の答弁でよくわかったんですが、まあ、本当に慎重にというか、これ奥の深い話やと思うんですわ。こんなないんかと、あるやないかと言うてきたときに、市がその空き家を調べておくよりも、あそこに空き家があって行きたいんやと向こうから言うてくる場合もあると思うんです。向こうから言うてくる場合があると思うんで、その対応に対して、やっぱり速やかに対応していかならんということで、当初400万ぐらいの予

算を組んでおこうかと、こういうことやと思うんですよ。

もうちょっとやっぱし、その事業が来たときに、断るか断らんか僕知らんな、知らんけれども、やっぱしそれに乗ったと。それで、こういう御指摘があったということも、やっぱし判断材料で、真剣にちょっと不動産屋等々とも一遍ちょっと話をしたりして、前へ進めていくようにひとつお願いをして質問を終わりたいと思います。

◎浜口和久委員長

他に発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、中事業9 移住促進対策空き家改修支援事業の審査を終わります。

次に、中事業10G 8 サミット関連事業について、御発言はありませんか。

辻委員。

○辻 孝記委員

確認ですが、今G 8 サミットに関してはですね、平成28年に行われるということで、日本全国各地で、いろいろと、うちところでやりたいということで手を挙げているというふうに私は思っているんですが。

予算を組まれておりますが、どこまでこの予算的にですね、どのような形で使われるのかちょっと教えてください。

◎浜口和久委員長

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

G 8 サミットが、開催された場合は、候補地として志摩市がっておりますので、伊勢市はその近隣市ということで、開催された場合、地域の経済効果等が、またそれから伊勢市の魅力というものが国内外へ発信されることが期待されておりますので、そういったことで、実行協議会が立ち上がるということで聞いております。そちらへの負担金を支出させていただくものでございます。

◎浜口和久委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

わかりました。要するに手を挙げているのが志摩市だということで、近隣でやっていくということで応援をしていくという形になるんだろうと思いますし、そこでも当然伊勢

のアピールをしっかりとやっていくということで理解しました。ありがとうございます。
終わります。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、中事業10G 8サミット関連事業の審査を終わります。

次に、中事業11全国菓子大博覧会・三重開催支援事業について、御発言はありませんか。

宿委員。

○宿 典泰委員

これについては、産業建設委員会も広島のほうへ視察をとということで、行ってですね、大体様子もわかってきたわけなんですけど、立地的な問題として、広島が非常に有利やったなと思うのは、公共の交通機関というのが非常にバス等々を含めてですね、十二分に配置をされておって、なおかつ駐車場の問題についても、ある程度のスパンがあったということで、それについては非常にこう、いいところでやられたんやなということです。

今回、サンアリーナというところの土地自体は、私は有効に利用していただければいいのかなと思うんですけど、1点危惧をしておるのは、当時も申し上げましたけれども、29年のこれ4月予定とこれ書いてもらっていますけれども、私たち聞いておるのは4月の末から5月の連休というのか、ゴールデンウィークにかけてというようなことも聞いておるとすると、何せ交通渋滞の関係が、駐車場不足の中でどうして運用していくのかなということ非常に危惧しております。

その点についての考え方だけ整理をしてください。

◎浜口和久委員長

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

開催期間でございますけども、4月21日から5月14日までの24日間ということでございます。

まさしくそのゴールデンウィーク期間中ということになりますので、委員おっしゃるように交通対策というのは大変大きな課題になってこようかと思えます。

実行委員会も、この4月末に立ち上がる予定で聞いておりますので、そういった中でも、そのことについて、しっかりと共有をしてまいりたいと考えております。

◎浜口和久委員長

宿委員。

○宿 典泰委員

交通対策のほうからは、もう少し具体的に聞きたいんですけども、これは29年といえども、毎年連休のことも含めてですね、どのような交通対策でいくかということのを新たにしていかなないと、今までの状況では変わってきたというのは、予算委員会でも明らかになっておるのは、三重県の体育館の競技場の近くは一切使えないという状況になります。それで、御側橋の関係も何か新しいことが出てきておるかということ、これもなかなか難しい。29年までには間に合わないという状況です。

そうすると、やはりパークアンドバスライドで来てくださいよということで、アリーナへ行くにしても、アリーナ周辺でそれだけの巨大な土地というのは非常に難しい状況になってきておると思うんですね。

光の街の一部を、バスの利用ができておるところも、何か聞くと、新しい事業が始まるので、そこも使えないようになるのではないかなというようなことも聞いておるということになると、非常にあの周辺が難しい状況になりますけれども、交通対策として具体的にはどのようなイメージを描いておられますか、お答えください。

◎浜口和久委員長

交通政策課長。

●岡交通政策課長

今、商工労政課長が答弁させていただいたように具体的な内容が、私どもまだお聞きしていない状況でございます。

一般的に、この大きなイベントを行うときの交通対策といいますか、計画につきまして、その中で、交通計画とか、移送計画というのが当然出てまいりと思います。その辺の状況もお聞きしながらですね、そのときに存在している施設、駐車場等の状況も加味しながら、できる対策をしていかなければならないと考えております。

ただその辺、今後できる実行委員会等の状況もお聞きしながら、観光交通対策協議会のほうで行っている観光交通対策のほうも当然考えていかなければならないと考えておりますので、その状況を見きわめて判断していきたいと考えております。

◎浜口和久委員長

宿委員。

○宿 典泰委員

私のほうがずいぶん心配しておるのかなという感じですね。何か担当者のほうが、もうちょっとどうかかと。もう切迫な話やと僕は思っとなんですけど、キャパというのが、もう非常にないので、その辺りのことというのは、多分大きな問題になってこようと思いますし、観光で他の伊勢市、伊勢神宮またおはらい町等々、外宮内宮も本当にいい調子で観光客をお迎えしておるわけですけども、たぶん菓子博のことをわからずして来て

おる方も見える。菓子博も当然ついでに行けるなということである方も見えるということになれば、これは当然ですね、あなたらが言うておるような、この3月の実行委員会を立ち上げて、それで協議をできるような状況ではないかと違うかなというぐらい、僕は切羽詰まっておると思うので、これはもう以前から菓子博をやるということはこの半年以上前から決まっておるわけですから、早急にですね、ある程度の状況というのを把握していただいて、実行委員会の進捗というのか、どういう話し合いがあるのかというようなことを菓子博全般のことは、我々そんなに協議をする必要はないと思うんです。決まっておる話ですからね。

交通対策については、観光行政との関係がありますから、ここの産建の委員の皆さんに、やはりきちっと表明をできるような状況まで持って行っていただきたいなと思いますけれども、そのあたりの日程等々を考えてみえたらお答えをください。

◎浜口和久委員長

交通政策課長。

●岡交通政策課長

まずですね、先ほどゴールデンウィーク周辺という話もございました。ゴールデンウィークのときに、今必要と想定している駐車場、サンアリーナ周辺でのパークアンドバスライドを実施するとすればですね、必要になる台数がですね、およそ2,500台から3,000台程度必要という前提でマネジメントを行っております。

ですので、その辺の、今委員おっしゃっていただいた確保できる駐車場の台数等も含めてですね、今現在で、当然、菓子博のために取られてしまうといたしますか、確保できない駐車場の部分を差し引いてですね、やっていく必要があると思いますが、当然ただ、逆に菓子博に来られた方が内宮方面、外宮方面へ行かれる方も見えるかわかりませんし、逆のパターンも当然考えられるということで、できましたら実行委員会の部分をと先ほど申しましたが、商工労政課さんのも含めてですね、事前の準備会もできておるというふうにお聞きしておりますので、その辺の情報も聞きながら、できる限り早い段階で、ある程度お示しできる格好になってくるのかなと思いますが、本日現在としては、情報が入っておりませんので、ちょっと時期的には、もうしばらく時間が要るのかなというふうに考えております。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようでありますので、中事業11全国菓子大博覧会・三重開催支援事業の審査を終わります。

次に14ページですね。

款6 農林水産業費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

宿委員。

○宿 典泰委員

担い手の対策事業として2点あがっておりますので、ちょっとお聞きをしたいと思いません。

新規就農の関係で申し上げますと、今回は1,050万の新規就農者に対する給付金ということであげられておる。もう1点は青年就農者の増加、それともう1点が就農後の定着ということで3点あげられております。

定着という意味が、どういうということで予算があるのか、ちょっとそれもわかりづらいですけれど、ちょっとこのあたりの予算の配分も含めてですね、教えていただきたいと思いません。

◎浜口和久委員長

農林水産課長。

●藤本農林水産課長

こちらにつきましては、新規就農者の支援ということで、以前より行っております事業の前倒しという形になります。前倒しというのは、27年中にお支払いさせていただく部分を26年中にお支払いさせていただくと。

現在、平成26年で新規就農者の方が9名ございますものですから、その9名の方に対して、27年中にお支払いする予定の部分を、今回あげさせていただいた、そういう形でございます。

その9名のうち、1人につきまして150万円が現在支払われておるんですけども、そのうち2名につきましては、平成26年度に新規になられた方がございますものですから、2名につきましては75万円、7名の方が150万円ということでございます。

◎浜口和久委員長

宿委員。

○宿 典泰委員

もう一度申し上げます。新規就農者の給付金の配分じゃなくて、1,050万円の配分として、給付金にいくら、青年の就労者の増加に対する予算としていくら、就農後の定着ということが挙げられていますけれど、それでいくらということを見込んでおるかということをお聞きしたいと。

◎浜口和久委員長

農林水産課長。

●藤本農林水産課長

すいません、こちらにつきましては、すべて新規就農者の支援のためのお金でございます。そちらの方の、今までこれまで払ってまいりました年間150万円というお金の部分でございます。

◎浜口和久委員長
宿委員。

○宿 典泰委員

この表記の仕方もそういうことであればですね、きちっとした形で表記をしていただきたいと思うわけであります。

それで、給付金の扱いとしては、新規就農者をふやしていくということで、就農の収入額というのを多分つかんでみえると思うんですけど、それで、新規就農者が農業としては自立できないから、そのために給付金を、これこれこれだけをやって続けていただくようにしてくださいよという意味合いが給付金やと思うんですよね。

そうすると、その人の農業自体の収益というのが、例えば年間150万であれば、今現在どれぐらいの収益というのか、所得になっておるんですか。

◎浜口和久委員長
農林水産課長。

●藤本農林水産課長

こちらの新規就農者の支払っている150万円につきましては、生活費の足しなり、事業の足しなりということでございますけども、本人さんにつきましては、年間の所得が250万円未満の方ばかりでございます。250万円を超えますと、この支援事業は受けられない、そういう形になっております。

◎浜口和久委員長
宿委員。

○宿 典泰委員

農業の就農者ということやで、それは他の、何というんですか、他の農業の中の種別が違うかもわかりませんが、他の農業をやられておって、それが250万までで、それで新しい、例えば取り組みというのか、野菜や果物をやって、農業の所得を上げるために違うものをやるために150万の支援をしていくと、こういうことですか。

◎浜口和久委員長
農林水産課長。

●藤本農林水産課長

新しく農業に、初めてかかわる方、そういう農業に初めてかかわる方につきましては、どうしてもその事業を行うに当たりまして、初期投資、それから、事業が順調になるまでの期間はどうしても所得というのは少のうございます。

その農業者を育てるために、国のほうが新規就農者への支援としまして、事業開始から5年間150万を支援していくという、そういう事業でございます。

◎浜口和久委員長

宿委員。

○宿 典泰委員

わかったというか、わからんような。農業者じゃないんや、新しく農業を始めたいと、他のほうで何か所得はあるんだけど、農業にチャレンジしたいと、チャレンジしていきたくために150万の支援を受けながら、農業の就農者として移行していくと。他のアルバイトをしているのか何かちょっと知りませんが、そういうイメージでとらえていいんですかね。

◎浜口和久委員長

農林水産課長。

●藤本農林水産課長

あくまでも主体は農業、主となる自分の収入源といいましょうか、そちらにつきましては農業という形でございます。ただ、生活できない部分では何らかの生活を賄う部分というのは必要かと思えます。

そういった形での支援ということで国のほうから、軌道に乗るまでは150万円という形で出されるということでございます。

◎浜口和久委員長

宿委員。

○宿 典泰委員

まあ終わってから具体的にもうちょっと聞かせてもらいます、それはね。まだちょっと納得できないので。

2点目、次のですね、経営体の育成支援事業というのが組まれておって、313万ということで補正が組まれております。

農業の経営体ということをおっしゃってありますが、これはどういった経営体のことを示されておられるのか、伊勢市内のどういう事業所のことを言われるのかちょっとお聞きをしたいと思えます。

◎浜口和久委員長

農林水産課長。

●藤本農林水産課長

経営体につきましてはですね、国のほうから担い手というような形で示されてございます。個人もございませば法人さん、ただしですね、個人さんにつきましても何人、何十人という農家の方の引き受け手、そういうふうな形で御理解をいただければと思います。

◎浜口和久委員長

宿委員。

○宿 典泰委員

個人の方なんだけれども、引き受け手ということは、所有者じゃないけれども、昔でいう耕作を、請け負いをしておるといような個人の方ということですか。

◎浜口和久委員長

農林水産課長。

●藤本農林水産課長

そうでございます。

◎浜口和久委員長

宿委員。

○宿 典泰委員

そうしますと、その方が融資を受ける、これは融資を受けたことが前提になるということですか。

◎浜口和久委員長

農林水産課長。

●藤本農林水産課長

規模を拡大するにあたりまして、融資を受けて、そういった規模拡大のための施設または機械を購入したときに、こういう経営体育成支援というものが、国のほうから受けられると、そういうことでございます。

◎浜口和久委員長

宿委員。

○宿 典泰委員

ここに書いてないことをちょっと言われるので。

規模の拡大ですか、というのは、私は買い替えなんかもするのかなという意味合いもあったので、ちょっと聞かせてもらっておるわけです。そうすると農業の機械も非常に高額になってきたということで、1,000万以上の機械もざらにあるというようなことを聞くと、ある程度の支援はしてかなならんのだろうけれども、これも一部農業者に対してのどのあたりの支援をしていくかというか、非常に難しい話だと思うんですよね。

それで、規模拡大ということなのか、単に今の現状維持で機械を買い替えするというのとはちょっと意味合いが違うと思うんですけれども、その辺りの整理はどのようにやられるわけですか。

◎浜口和久委員長
農林水産課長。

●藤本農林水産課長

そちらのほうにつきましては、こういう経営体ですね、今度、規模を拡大したから機械を買いたいという、そういう申請をですね、県、それから国のほうに出していただきまして、どういう規模の拡大をしていくんだ、どういう取り組み、米ではなくてそういった小麦とか、戦略作物といわれるような大豆というような形でですね、取り組みをしていくとか、そういうふうな計画を持ちまして、申請をされて、そちらのほうで認めていただいた方のみ、支援が行われるということでございます。

ただ、機械が欲しいとか、そういうふうなだけでは、なかなか採択がされない、そういう事業だと聞いております。

◎浜口和久委員長
宿委員。

○宿 典泰委員

あと1点だけ。313万ということですがけれども今該当者は伊勢市内にはどれくらいおるんでしょう。

◎浜口和久委員長
農林水産課長。

●藤本農林水産課長

この事業につきましては、該当者1名でございます。そういった審査で、ほぼ通ったという方がございますものですから、そちらのほうであげさせていただいております。

◎浜口和久委員長
他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようでありますので款6農林水産業費を終わります。
次に16ページをお開きください。
款9土木費を款一括で御審査願います。
御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、款9土木費を終わります。
以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

ないようですので以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第52号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）中、産業建設委員会関係分」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。

【議案第53号 平成26年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第4号）】

◎浜口和久委員長

次に23ページをお開きください。

「議案第53号 平成26年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第4号）」を御審査願います。本件については一括で御審査願います。
御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第53号 平成26年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第4号）」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。
以上で付託案件の審査はすべて終了いたしました。
お諮りいたします。

委員長報告文につきましては正副委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。
暫時休憩いたします。

(午前11時43分 休憩)

(午前11時46分 再開)

【管外行政視察について】

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。
続きまして、管外行政視察についてを御協議願います。

この件につきましては、すでに実施することを決定いたしておりますので、視察内容について正副委員長及び事務局と検討をした結果を御報告申し上げます。

お手元の資料をごらんください。

ここの部分で、事務局のほうからちょっと資料に訂正があるということで聞いておりますので。事務局。

●中野書記

③の行程の5月14日の木曜日の欄になります。その下の行が宿泊先になっておりまして、郡上市視察、昼食、郡上八幡駅、美濃太田駅となっております。その次に近鉄名古屋駅と記載になっておりますが、それが誤りになっておりまして、美濃太田駅の次はJR名古屋駅になりますので、削除をお願いします。

◎浜口和久委員長

わかりました。

視察日につきましては、この案のとおりですね、5月13日水曜日、午前が三重県松阪市 新たな農業の取り組みについてということで、「うれし野アグリについて」を視察させていただきます。

14日木曜日の午前は、岐阜県郡上市「観光行政について」、15日金曜日の午前に静岡県藤枝市「中心市街地のまちづくりについて」以上のとおりでございます。

皆さんのほうで何か御発言はありませんか。

宿委員。

○宿 典泰委員

13日の宇治山田駅から始まる日程ですが、これは松阪に行くのは、バスのチャーターなんかはできないですか、議会のほうが。

◎浜口和久委員長

事務局。

●中野書記

一度検討をさせていただきます。

○宿 典泰委員

バスで往復してね、視察してから行っても。

◎浜口和久委員長

何かちょっと聞いておると、行って帰ってくるという、伊勢市のバスを使わせてもらおうと、行って帰ってくるんやったらいいんやけど、行きました。帰り、僕らは伊勢中川から行くわけですね。

うれし野アグリというところですが、バスで行きます。帰りは例えばいうと、そこか

ら伊勢中川までは市のバスで送ってもらうけど、伊勢中川から伊勢市まで、市役所までバスを空で、そこが何かちょっと相談をかけなければいけない部分ということです。

ですので、今のところ調整をかけていただいているというふうな部分でございますので、よろしくお願ひします。

それではお諮りいたします。

管外行政視察につきましては、ただいま説明いたしましたとおひ決定いたしまして、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

また、行程等の詳細については、正副委員長に御一任願ひたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

詳細な行程は、決まり次第、委員の皆様に配付をいたします。

また、松阪市の「新たな農業の取組みについて」と郡上市の「観光行政について」は、継続調査の範囲外となりますので、閉会中の継続調査として議長に申出を行いたと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

ご異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

次に、視察報告書についてでございますが、視察終了後、各委員から正副委員長に所感を提出していただき、正副委員長において報告書を提出するというひことに決定しまして、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

それではその所管の提出期限でございますが、1週間ぐらいあったらよろしいですか

ね。15日から1週間なので22日でいいですか（「次の週が報告会があるので」と呼ぶものあり）、どれくらいの日があればよろしいですか、10日ぐらいですか、10日間、25日、その程度でということで、その程度を目安に所管を提出していただくということで、決定させていただいてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

以上で審査いただきます案件の審査は終わりましたので、これを持ちまして、産業建設委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時51分

上記署名する。

平成27年3月13日

委員長

委員

委員